

第1 趣旨

この要領は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

第3 事業の実施主体

市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 補助事業の内容等

1 事業の内容

児童育成支援拠点事業の実施について（令和7年4月1日こ成環第163号）の別紙「児童育成支援拠点事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）3，4，5のとおり。

2 補助基準額及び補助率

交付要綱別表のとおり。

3 留意事項

実施要綱6のとおり。

第5 対象経費

交付要綱別表のとおり。

第6 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金交付申請書（第2号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表1）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類

第7 実績報告

本事業の補助を受けた者は、交付要綱に定めるもののほか、次の書類を提出することとする。

- (1) 神奈川県子ども・子育て支援交付金実績報告書（第6号様式）
- (2) 神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表4）
- (3) 神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表2）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類